

<p style="text-align: center;">令和5年度第1回 公契約審議会</p> <p style="text-align: center;">令和5年12月21日(木) 午前10時00分～</p> <p style="text-align: center;">東41会議室</p>	
出席委員	石原委員、河邊委員、河合委員、榊原委員、清水委員、市橋委員
事務局	朽名財務部長、本多契約検査課長、北村課長補佐、神藤課長補佐、加藤主査、鈴木主査
契約検査課長 財務部長 会長 課長補佐 会長 課長補佐 会長 課長補佐 会長 課長補佐 会長 課長補佐 会長 契約検査課長 財務部長 会長 課長補佐 委員	<p>開会宣言</p> <p>挨拶</p> <p>次第1「令和4年度審議会答申内容及び対応状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明(次第1)</p> <p>令和6年度には全工事で週休2日実施が目標とありますが、実際のところ、全工事实施は達成できるのでしょうか。</p> <p>修繕工事など、一部実施できない案件はありますが、それを除けば全ての工事で実施できると考えております。</p> <p>雨天などで作業できないときなどがあると思うが、週休2日とはどのように考えられていますか。</p> <p>基本的に4週8休です。どうしても土日に実施しなくてはならない工事の場合は、前後一週間で休みをとっていただくようにしています。全体工期で28.5%以上の休みを確保することで週休2日を目指します。</p> <p>続いて、次第2「特定公契約の状況について」及び次第3「入札状況等について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明(次第2)及び(次第3)</p> <p>指定管理について、有償ボランティアの形態があると思いますが、雇用契約はないですが特定公契約に当てはまるのですか。</p> <p>本市では、指定管理で特定公契約の対象としているのは、公募で選定したものです。非公募は対象ではありません。</p> <p>特定公契約の対象ではない場合でも、最低賃金以上の報酬をお支払いしていると思います。</p> <p>続いて、次第4「アンケート結果について」及び次第5「労働環境確認書の実施状況について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>説明(次第4)及び(次第5)</p> <p>アンケートの回答率が低いのが気になるので、もう少し高くなると</p>

<p>課長補佐 会長</p>	<p>ありがたいです。また、回答で「わからない」と回答している方が多いように思います。内容が難しいのではないのでしょうか。事業者は理解できても、労働者にはわかりにくいこともありますので、もう少しわかりやすい内容のものを配布したら良いと思います。</p> <p>回答率をあげるよう努力します。</p> <p>このアンケートは、どのようなシステム使って実施しているのですか。</p>
<p>課長補佐</p>	<p>県下共通の「あいち電子申請・届出システム」を使用しました。操作方法が分かりにくかったかもしれません。また、アンケートなら回答しなくてもよいと思っている方もいらっしゃるだったので、アンケートではなく、調査に変えるなど、次回はもう少し回答率があがる工夫を検討します。チラシについても、今のご意見を踏まえて市の取組が労働者に伝わるようなわかりやすいものを検討したいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>業務委託に関しては、除草、樹木管理など継続するものが多いので、受注後、事業者を集めて、引き継ぎ事項が市の担当者から説明されます。その中で公契約条例についても説明があるため、理解が深まっていると思います。ただし、入札なので、新規に受注した事業者は、公告や契約書に記載があってもなかなか理解できないと思います。労働者についても最低賃金が上がることが自分たちの賃金の確保につながることは理解できていると思いますが、この制度によって賃金が確保され、雇用が拡大し、品質が向上するといった全体について考えることが難しく「わからない」と回答していると思います。それから、アンケートの「最低制限価格が10分の7のままなら労働報酬下限額を下げるべき」という意見は、業務委託と工事とでは発注形態などが異なるため最低制限価格も異なり工事より低い率になっていると思うが、受注確保のため競争により、最低制限価格付近で入札せざるを得ない場合もあることから出た意見だと思います。業務委託に関しても、工事のような落札率を示してもらうことは可能ですか。</p>
<p>契約検査課長</p>	<p>工事は契約検査課で把握できていますが、業務委託に関しては各課で開札をしているため、すべてを把握することが難しいです。特定の業種だけなら可能だと思います。</p>
<p>委員 課長補佐 委員</p>	<p>特定公契約の分だけでも示していただければと思います。</p> <p>次回にお示ししたいと思います。</p> <p>予定価格について、事前公表か、事後公表か議論はあると思いますが、本市はどうですか。</p>

課長補佐	工事は事後公表です。
契約検査課長	業務委託も基本的に事後公表ですが、毎年繰り返す業務に関しては、予定価格の推測を防ぐため非公表としています。
委員	落札率を出すと予定価格の推測が可能にならないですか。
契約検査課長	案件ごとに出すと推測できると思いますが、業種ごとの落札率なら問題ないです。
会長	続いて次第6「労働報酬下限額等について」ですが、6項目ありますので二つに区切りたいと思います。まず、(1) 地域別最低賃金の見直し、(2) 本市の労働報酬下限額、(3) 工事請負契約 について事務局から説明をお願いします。
課長補佐	説明(次第6)の内、(1)、(2)及び(3)
会長	設計労務単価とは、予定価格を算出するときに使うものですか。
契約検査課長	そうです。
会長	工事の落札率が約95%で、下限額が80%ということは、見方によっては労働者にやさしくないように思えます。
契約検査課長	総額の落札率を見れば賃金は十分確保できているように見えますが、下限額は、若い労働者からベテランまでいる中で最も低い賃金がどうかということなので、落札率が95%であっても、必ずしも十分確保できているとは限らないと思います。
委員	目の前に2024年問題があり、今後どうなるかわからない部分が多いです。休日をどうするか、よく同業者と話題になります。休日を増やすということは、実質的な賃金アップですが、既に取り組んでいます。そのため、休日は増やすが、現場は仕事を終わらせなければならず時間外が増えてしまう、というジレンマが起きています。そういう中で下限額が見直されるのは厳しいと思います。それから、公契約条例を制定しているという意識が高い自治体の中で比較して低いと言われるのは厳しいです。アンケートで「分からない」との回答はありますが、公共工事の下請けはある程度しっかりした事業者であり、制度をきちんと守ろうとしていると思います。
委員	公契約を請負う事業者の人材確保、下限額との関りはどうですか。
委員	土木工事は公共工事がほとんどだが、建築工事では公共工事は一部であり、その中で労働者に民間工事と公共工事とで別々の賃金を払うわけにはいかないので、適正かつ公契約に違反しない賃金の設定をしなければならないという状況です。
財務部長	アンケート結果で、受注前から下限額以上である事業者がほとんどでありながら、工事請負の事業者で下限額を引き上げるべきという

委員	意見がほとんどというところがポイントだと思います。 条例の制定当時は徐々に下限額の率を上げていくと言っており、落札率も95%になりました。しかし、心配なのは現在様々な物価が上昇している中で、下限額も上がったら、今後問題なくやっていけるのかどうか不安があります。今の状況が落ち着いたら、下限額が上がっても安心してやっていけると思えます。
会長	間接費を調整してバッファを設けることはできないのですか。予算要求しても実際の契約、支払いの時期には金額が上がっている可能性が高いのではないですか。
契約検査課長	特定公契約となるような大型工事は国の補助金をもらっているため、国の積算基準によらない高い額であると、会計検査で無駄な支出ではないかと指摘されるので、それは難しいと思います。
会長	今回は下限額を見直した方が良くと思いますが、ここまでの議論を踏まえて市の考えはどうですか。
契約検査課長	豊川市が下限額の率を引き上げてきているので、本市も少しでも上げたいという思いはあります。
委員	みよし市が賃金条項型の公契約条例を制定するそうだが、下限額をどのくらいにするかの情報も欲しいです。
課長補佐	みよし市は、12月に条例を制定するそうです。今後審議会を開く予定だと思いますので情報収集します。
会長	工事の特定公契約の対象額は1億5千万円ですが、8年前より物価も上がっていますので、2億円にした上で下限額を例えば85%にするなど、事業者側に配慮することはできないのですか。
契約検査課長	対象の金額を上げることは簡単ですが、その分対象件数が減るので、それで良いのかという問題があります。
会長	事業者側として対象額を上げることはどうですか。
委員	議会承認の金額となっていると思うが、そのあたりはどうですか。
契約検査課長	特定公契約と議会案件の金額が同じでなければならないわけではないので、上げられないことはないですが、対象を狭めることになります。
会長	労働者と事業者、両者が納得できる結果となるよう、何とか考えられないでしょうか。
契約検査課長	次回までに考えます。
会長	では、続いて、(4) 工事請負以外の契約、(5) 未熟練者・年金受給者、(6) 特定公契約対象範囲の拡大 について事務局から説明をお願いします。

課長補佐	説明（次第6）の内、（4）、（5）及び（6）
会長	来年度は1億5千万円以上の件数が多いですね。
契約検査課長	あくまで予算要求ベースです。
会長	全体を通じて意見はありますか。
委員	事業者としては、労働者の立場もわかりませんが、賃金は請負金額の一部で、資材など他の費用も含めて成り立つかどうかを考えています。ベースアップの感覚は持たないといけないと思っています。また、元請として下請けとどう向き合うかということについて、「パートナーシップ構築宣言」の検討をしていますが、公契約条例とセットで運動していくことで、業界の意識を上げていく必要があると感じています。
会長	公契約の下限額の検討は落札率とセットで考える必要があるのではないですか。落札率が97、8%くらいになると、下限額が上がったら入札不成立になる、80%くらいなら下限額を上げてはまだ問題ない、といえませんか。
契約検査課長	確かに落札率が97、8%くらいで下限額を上げると不調の可能性がありますが、落札率が低くても下限額を上げると条例を守れなくなる可能性があると思います。
会長	続いて、次第7「公契約に係る課題について」事務局より説明をお願いします。
課長補佐	説明（次第7）
会長	発注や施工時期の平準化は、事業者にとって閑散期の稼働率が上がるので、大切な項目だと思います。
	説明（その他）
契約検査課長	閉会宣言